

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 3 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 9 月 28 日
至 令和 3 年 9 月 28 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 3 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 9 月 28 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○	○	農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第36号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 4 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第38号 河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請に関する
意見書の進達
日程 6 議案第39号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 7 議案第40号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 8 議案第41号 現況証明願い
日程 9 議案第42号 利用状況調査（農地パトロール）の実施

開会 午後 1 時29分

議長 これより第13回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1番 中河委員、8番 酒井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
9月10日の「現況調査及び農地専門委員会」には、對木委員、中河委員、松田委員、事務局が出席しております。
後ほど、調査委員より報告をお願いいたします。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第36号「合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。
なお、ここで、私と中河委員、澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。
暫時休憩します。

《暫時休憩～林会長、中河委員、澁谷委員退席》

職務代理者 (酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第36号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

号別2 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

貸主 ●●●様と 借主 ●●●様、●●●様の合意解約になります。
解約申入日、解約成立日、解約通知日は8月31日、土地の引き渡日は9月30日となっております。

この解約につきましては、貸主より当該農地売買（売渡）申し出によるもので、解約後は速やかに売買の利用調整おこないたいと考えております。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

職務代理者 議案第36号の質疑をお受けいたします。
(酒井委員)

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第36号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第36号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。
日程第4 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。
なお、ここで、私と澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。
暫時休憩します。

《暫時休憩～林会長、澁谷委員退席》

職務代理者 休憩を解き、再開いたします。
(酒井委員) それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●
号別2 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

経過についてご説明いたします。

この土地については、従前、●●●様が借地として使用しておりましたが、ご承知のとおり、離農による賃貸借の解約、また、自らの所有地のあっせんにより農地の引受先も決定し、その引受先であります農業法人の隣接地でもあることから、今般、許可申請に至りました。

号別1の●●●様の所有地は●●●、合計面積は●●●平方メートル。賃借料は年●●●令和3年10月1日から10年間の契約となっております。

号別2の●●●様の所有地は●●●、面積は●●●平方メートル。賃借料は●●●令和3年10月1日から10年間の契約となっております。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

職務代理者 議案第37号の質疑をお受けいたします。
(酒井委員)

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第37号につきまして、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第37号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。
日程第5 議案第38号「河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請に関する意見書の進達」を議題といたします。
なお、ここで、私と澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に
参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。
暫時休憩します。

《暫時休憩～林会長、澁谷委員退席》

職務代理者 休憩を解き、再開いたします。
(酒井委員) それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

議案第38号「河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請に関する意見書の進達」

下記のとおり河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請書の提出があり、意見書について本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

以下、譲受人は同様であります。

号別2 譲渡人 ●●●

号別3 譲渡人 ●●●

号別4 譲渡人 ●●●

次のページの「河川敷地占用許可申請に関する意見書」をご覧願います。

号別1の意見書につきましては、●●●様が使用していた箇所であります。表中の「河川名及び使用場所」は、二級河川茶路川水系茶路川、白糠町上茶路基線145-1～東1線154-2ほかと記載させていただいております。ほかの箇所は次のページ、22ページに詳細が載っていますので、参照願います。

また、申請箇所の図面は23ページの位置図と24ページから27ページの拡大図に航空写真があります。なお、地番表記とはなっていないので、地番の代わりに整理番号で管理しております。

次に使用面積、使用目的であります。●●●様が従来占用していた河川敷地は、採草地として●●●平方メートル。採草放牧地として●●●平方メートル。今後の使用目的は採草地のみとなります。

続いて、占用申請に対する総合意見ですが、「申請地は経営地と隣接しており、申請者を適格者と判断する」と記載させていただいております。

号別2の意見書になります。●●●様が使用していた箇所であります。表中の「河川名及び使用場所」は、二級河川茶路川水系茶路川、茶路基線79番地13地先ほかと記載させていただいております。ほかの箇所は次のページ、29ページに詳細が載っていますので、参照願います。

また、申請箇所の図面は30ページの位置図と31ページの拡大図にて確認願います。

次に使用面積、使用目的であります。●●●様が従来占用していた河川敷地は、採草放牧地として●●●平方メートル。今後の使用目的は採草地となります。

続いて、占用申請に対する総合意見ですが、「申請地は経営地と隣接しており、申請者を適格者と判断する」と記載させていただいております。

号別3の意見書になります。●●●様が使用していた箇所であります。表中の「河川名及び使用場所」は、二級河川茶路川水系茶路川、白糠町松川17号99番地ほかと記載させていただいております。ほかの箇所は次のページ、33ページに詳細が載っていますので、参照願います。

また、申請箇所の図面は34ページの位置図と35ページの拡大図にて確認願います。

次に使用面積、使用目的でありますが、●●●様が従来占用していた河川敷地は、畑として●●●平方メートル。採草放牧地として●●●平方メートル。今後の使用目的は採草地のみとなります。

続いて、占用申請に対する総合意見ですが、「申請地は経営地と隣接しており、申請者を適格者と判断する」と記載させていただいております。

号別4の意見書になります。●●●様が使用していた箇所であります。表中の「河川名及び使用場所」は、二級河川茶路川水系茶路川、白糠町上茶路基線63 64番地先ほかと記載させていただいております。ほかの箇所は次のページ、37ページに詳細が載っていますので、参照願います。

また、申請箇所の図面は38ページの位置図と39ページから41ページまでの拡大図にて確認願います。

次に使用面積、使用目的でありますが、●●●様が従来占用していた河川敷地は、採草放牧地として●●●平方メートル。今後の使用目的は採草地となります。

続いて、占用申請に対する総合意見ですが、「申請地は経営地と隣接しており、申請者を適格者と判断する」と記載させていただいております。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。

職務代理者 (酒井委員) 議案第38号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

職務代理者 (酒井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第38号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 (酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第38号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。
日程第6 議案第39号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」を議題といたします。
なお、ここで、私と澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。
暫時休憩します。
《暫時休憩～林会長、澁谷委員退席》

職務代理者 (酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第39号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

別紙のとおり

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の決定（賃借権設定）」。

この内容につきましては、●●●様のあっせんを通じて、農業公社の買入事業により、先月、所有権移転が完了し、農業公社から担い手に対して、5年間の賃貸借を経て、売買に移行する事業であります。

担い手は、●●●様になります。

賃貸借の金額は、公社が買い入れた金額の2%になりますますことから、公社が買い入れた金額が●●●これに2%を乗じますと、●●●これを5年間支払った後に、売買となります。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。

職務代理者
(酒井委員)

議案第39号について質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

職務代理者
(酒井委員)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第39号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

職務代理者
(酒井委員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

議 長

会議を再開します。

日程第7 議案第40号「農用地利用集積計画の作成の要請を議題といたします。

なお、ここで、澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

暫時休憩いたします。

《澁谷委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第40号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」

この要請内容につきましては、あらかじめ農地専門委員会で価格を調整済であります。すでに●●●様と権利設定している内容を参考に現地を確認し、反当りの金額を●●●とさせていただきます。

号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●へ年間●●●の9年間になります。

参考までに位置図49ページ、地番図は50、51ページとなっておりますので、ご参照願います。

続きまして、号別2であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●へ年間●●●の9年間になります。

参考までに位置図52ページ、地番図は53、54ページとなっておりますので、ご参照願います。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第40号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第40号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
暫時休憩します。

《澁谷委員入室》

議長 会議を再開します。
日程第8 議案第41号 「現況証明願い」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第41号「現況証明願い」

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。

令和3年9月28日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 願出人 ●●●

号別2 願出人 ●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●ほか、計●●●筆になります。面積は合計で●●●平方メートル。公簿地目は「牧場」であります。土地の所有者は●●●様で願出人は●●●様であります。

願い出理由は地目変更です。

号別2の所在地は、●●●ほか、計●●●筆になります。面積は合計で●●●平方メートル。公簿地目は「牧場、畑」であります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。

願い出理由は地目変更です。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員長より調査報告をお願いします。

對木委員

3番 對木です。

現況調査の結果について報告します。

9月10日、私と中河委員、松田委員の3名において現地を確認いたしました。

号別1、2の申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長

議案第41号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員)

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第41号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第9 議案第42号 「利用状況調査（農地パトロール）の実施」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第42号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」。

農地法第30条第1項に基づき、区域内における農地の利用の状況を調査する必要があるため、令和3年度調査にあたり、下記のとおり「実施要領」を定めて実施することについて、本会の審議を求める。

令和2年9月28日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

記

別添のとおり

本案につきましては、例年実施しております利用状況調査、通称「農地パトロール」になります。

あらためて、農地パトロールの内容につきまして説明いたします。この農地パトロールは農地の有効利用や遊休農地解消を進めるため、毎年一定の時期、8月から11月の間に、「農地パトロール月間」を設定し、地域ごとの農家の農地利用の現状や今後の意向等について農業委員会等による総点検を行い、その結果を農地基本台帳に整備いたします。

この調査は農地法に基づきまして、農業委員会が管内の全ての農地の利用状況について調査し、遊休農地である場合には、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行うほか、通知、勧告といった手続きを一貫して実施することになっています。

さらに、これらとあわせて「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」も行います。これも農地パトロールと同様に耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行うものであります。

それでは、恐れ入りますが、別冊の「令和3年度利用状況調査（農地パトロール）実施要領」をご覧ください。

1項目目の実施目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見に向けた活動の一環として実施いたします。

2項目目は実施時期であります。10月5日から15日の期間のうち3日間において集中的に調査をしたいと考えています。

3項目目の実施内容につきましては、「遊休農地及び遊休化のおそれが農地の状況把握、許可・届出案件及び利用権設定等の履行状況の確認等」であります。

4項目目の実施方法です。調査日にも改めてご説明いたしますが、調査のしかた、具体的には農地判定のしかたにつきましてご説明いたしません。

調査の対象は、町内の全ての農地が対象となりますが、日頃の活動業務によって確認されている農地は除外いたします。具体的には現在も農業を営んでいるところは当然全ての農地を使用していると考えておりま

す。

現地調査は、一筆ごとに農地の利用状況を現地において「目視等」により確認、つまり道路から確認できるところは土地に足を踏み入れないで、全体を見渡して確認することになります。

5項目目の遊休農地（荒廃農地）等の分類であります。

インデックスの「簡易版」に農地の確認方法が記載されています。

遊休農地の現状を判断につきましては、①の遊休農地等の区分で振り分けます。AからEまでとの区分になっていますが、いずれか一つでも該当すれば利用意向調査となります。ただし、Eの「再生利用が困難な農地」は非農地判断を行います。

6項目目の「利用意向調査」後による結果整理は、5項目目で遊休農地として該当になった場合になります。この場合は、土地所有者から土地利用の意向を確認させていただきます。また、農地中間管理機構への情報提供と受入の可能性について確認させていただきます。

調査が完了しましたら、令和4年4月末日までに、北海道へ報告させていただきます。

以上、実施要領につきましての説明と議案第42号の説明とさせていただきます。

議長 議案第42号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、説明にあったとおり10月5日から10月15日期间に調査を実施しますが、調査日と委員の体制につきましてお諮りいたします。まずは、調査日を3日間とすることにご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

次に、調査日と委員の体制ですが、委員の体制ですが、3名ずつに分かれ、3日間のうち1度出役していただくことになります。まずは体制につきまして、意見などありましたらお伺いいたします。なければ事務局より案があれば示してください。

(出席委員) (なし)

議長 無いようなので、事務局案を示してください。

斉藤主幹 先に、日程から協議をさせていただきます。

先週、総会のご案内文と同封させていただきました、「農地パトロール

